

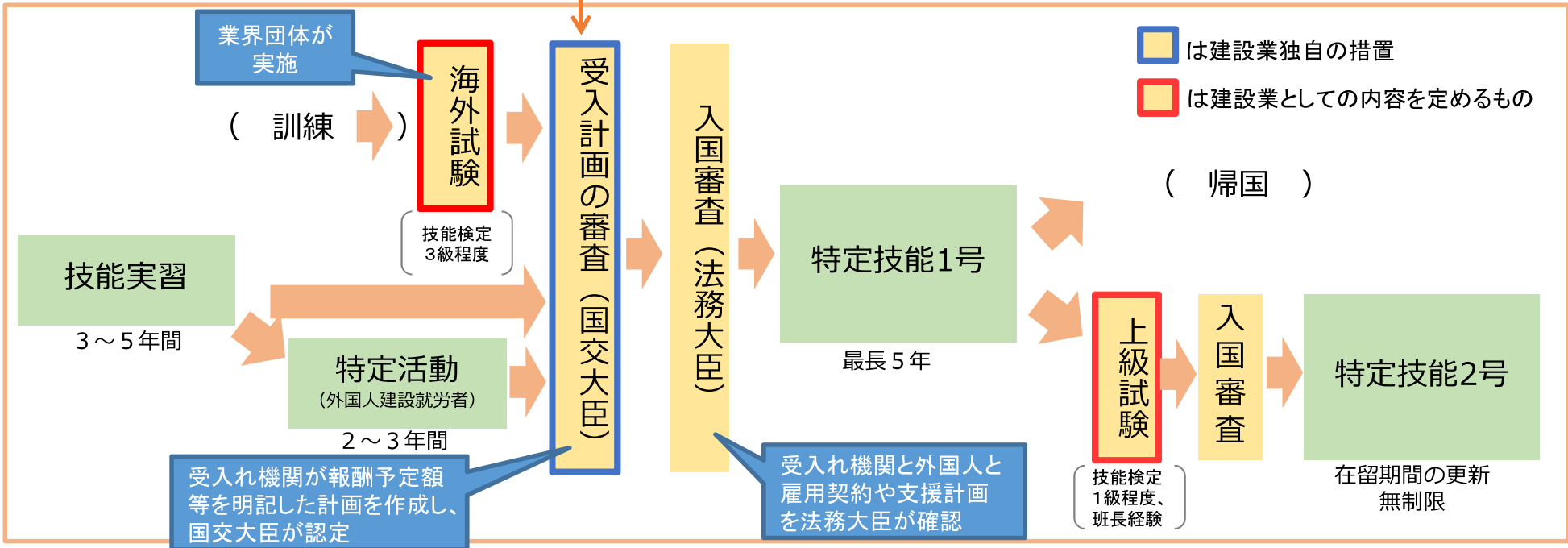
令和元年9月12日（木）
「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」
第2回労働環境ワーキンググループ

建設分野における外国人材の受入れ

中部地方整備局
建政部 建設産業課

○ 1号特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、1号特定技能外国人の入国に先立ち、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める（具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定）
- 3) 受入計画の認定基準
 - ・ 受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ・ 受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ・ 元請団体、専門工事業団体により構成される、特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための取組を実施する特定技能外国人受入事業実施法人への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - ・ 特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ・ 賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明（外国人が十分に理解できる言語）
 - ・ 国又は適正就労監理機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ 等



○以下の日程により、今後、各地域で制度説明会を開催予定。
 詳細は、各主催者までお問い合わせください。

主催者	日時	開催地（会場名、所在地）
関東地方整備局	4月22日（月） 13：30～15：00	さいたま新都心合同庁舎 2号館 5階 501大会議室 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
東北地方整備局	5月7日（火） 13：00～14：30	仙台合同庁舎B棟 12階 大会議室 仙台市青葉区本町3-3-1
中国地方整備局	5月9日（木） 15：00～16：30	広島合同庁舎1号館附属棟 2階 大会議室 広島市中区上八丁堀6-30
九州地方整備局	5月13日（月） 10：00～11：30	第三博多偕成ビル 福岡市博多区博多駅南1-3-6
四国地方整備局	5月17日（金） 13：30～15：00	高松サンポート合同庁舎 北館 低層棟2階 アイホール 香川県高松市サンポート3番33号
中部地方整備局	5月20日（月） 13：00～14：30	桜華会館 松の間 名古屋市中区三の丸一丁目7番2号
北陸地方整備局	5月22日（水） 13：00～14：30	新潟美咲合同庁舎1号館 4階 共用会議室 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1
近畿地方整備局	5月24日（金） 13：30～15：00	大阪合同庁舎第1号館 第一別館 2階 大会議室 大阪市中央区大手前1-5-44
沖縄総合事務局	5月27日（月） 14：00～15：30	那覇第二地方合同庁舎二号館2階 共用会議室D・E 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
北海道開発局	5月31日（金） 15：00～16：30	札幌第1合同庁舎 2階 講堂 北海道札幌市北区北8条西2丁目

令和元年7月31日
土地・建設産業局建設市場整備課

5企業9名分の「建設特定技能受入計画」を初認定
～日本人の全国標準賃金水準、月給制、建設キャリアアップシステム登録等をクリア～

国土交通省は、令和元年7月30日、建設分野における在留資格「特定技能」での外国人材受入に当たり、出入国在留管理庁への申請前に国土交通省へ提出を求めている「建設特定技能受入計画」について、制度開始後初の認定を5件行いました。

- 建設分野における在留資格「特定技能」での外国人材受入に当たっては、受入企業は外国人に対する報酬額等を記載した「建設特定技能受入計画」について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けている必要があります。
- 主な審査基準は以下のとおりです。
 - ① 同一技能の日本人と同等額以上の賃金を支払うこと
 - ② 特定技能外国人に対して、月給制により報酬を安定的に支払うこと
 - ③ 建設キャリアアップシステムに登録していること
 - ④ 1号特定技能外国人(と外国人建設就労者との合計)の数が、常勤職員の数を超えないこと
- 特に①の審査にあたっては、大都市圏その他特定の地域への集中を防止する観点から、同一技能の日本人の標準的な報酬額とのチェックを行い、必要な場合には、是正の指導を行うこととしています。
- 今般、制度開始後初めて、以下のとおり「建設特定技能受入計画」の認定を5件行いましたので、お知らせします。

【「建設特定技能受入計画」の認定を受けた企業】

	所在地	職種(試験区分)	送出国	人数	基本給(月額)
1	静岡県	鉄筋施工	ベトナム	1人	230,000円
2	神奈川県	コンクリート圧送	ベトナム	4人	280,000円
3	東京都	内装仕上げ	ベトナム	1人	230,000円
4	千葉県	内装仕上げ	中国	1人	243,250円
5	神奈川	コンクリート圧送	ベトナム	2人	265,500円

<参考> 建設分野における2号技能実習生の平均賃金:168,201円/月、外国人建設就労者の平均賃金:221,343円/月
(平成30年度 外国人建設就労者受入事業に係る受入状況実態把握調査)

※ なお、「建設特定技能受入計画」の認定後、出入国在留管理庁にて、在留資格の認定や変更許可に係る審査が行われることとなります。国土交通省の「建設特定技能受入計画」認定をもって、1号特定技能外国人の受入れが決定したということではありませんので、ご注意ください。

<問い合わせ先>

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課労働資材対策室 丹羽、松下、増田
TEL: (03) 5253-8111 (内線 24827、24828、24855)、(03) 5253-8283 (直通)
FAX: (03) 5253-1555

関係URL:https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html